

# 島田市立初倉中学校 令和8年度いじめ防止基本方針

## 基本方針

- 「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識で積極的に認知する姿勢で取り組む。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「いじめをしない させない ゆるさない」学校づくりに取り組む。
- 学校教育目標「自立・想造・貢献」「自分で考え判断し、行動する 自他の未来のために」のもと、必要な資質・能力である主体性・自己肯定感・コミュニケーション力・寛容性・思いやりを醸成する指導を行う。

### 【保護者・地域との連携】

- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域の理解を得る。
- いじめ防止の重要性の認識を広めると共に、学校通信や懇談会などを通して、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 校内研修や職員会議で、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員間の共通理解を図る。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する態勢を確立する。

### 【関係機関等との連携】

- 生徒のあらわれについて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと隔週で情報交換を行う。気になる生徒については面談や家庭訪問をしていただく。
- 必要に応じて、チャレンジ教室や児童相談所等と連絡を取り合う。

## いじめ対策委員会

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭

必要に応じて PTA 会長・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

## 全教職員

### 【未然防止】

- 生徒が主体的に学校生活を送れるよう **選択、決定の機会を増やす。**
- 静岡県版 SEL を学活の時間に設定し、良好な人間関係の構築に役立てる。
- 生活専門員会主催の「みんなが安心して生活するための学級会」を行い、生徒自身に当事者意識を持たせる。
- 日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 生徒に情報モラルについての啓発を行い、情報機器使用に関して家庭でのルールづくりを推奨する。
- 職員の言動が生徒に大きな影響力をもつことを十分に認識し、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしない。

### 【早期発見】

- 生活アンケートをタイムリーに実施し、それを学級担任、学年職員、生徒指導主事、管理職等複数の職員で目を通し、対応を協議する。
- 生徒の悩みや相談を積極的に受けとめることができるように相談態勢を整える。
- 隔週で生徒指導部会を実施し、いじめや気になる生徒について情報交換し指導に役立てる。

### 【早期対応】

- 被害生徒の安全確保と心のケアを最優先とする。
- いじめや生徒トラブルについては「第一報」等で全職員に周知し、見守り体制を整える。また、生徒指導部会で話題が上がった内容についても、全職員に情報共有する。
- いじめ（疑いを含む）を発見した際は、「一人で抱え込まず、直ちに報告・相談」を徹底する。
- 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した生徒の個人情報については、その取り扱いを十分注意する。
- いじめを把握した場合、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、必要に応じ、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、警察等の専門機関と速やかに連携する。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、適切な連携を図る。
- 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。
- いじめの被害者、加害者に対しては、必要があれば弾力的措置を講じる。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。